

「2007年版 年度別・体系別 択一過去問 刑法
＜第6版 第1刷＞」(LD03257)

ご購入者各位

2006年9月25日
株式会社 東京リーガルマインド
司法試験部

＜お詫びと訂正について＞

この度は、「2007年版 年度別・体系別 択一過去問 刑法＜第6版
第1刷＞」(LD03257)をご購入いただきまして誠にありがとうございます。

本文1206ページにおいて、解説が印刷されていない状態になってしまっ
ております。

お手数ですが、右面の修正シールを貼りこんでいただけますようお願い
申し上げます。

お客様にご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。



0 001221 068107

LU06810

解答解説	[17-54] 24-10	4分 解答時間	出題形式	空欄補充	正答率	★★★★★	正解	1
	難易度		レベル	素材				

まず学生Bはその第一発言から、乙は甲の過剰行為につき責任を負わず、正当防衛となると考える見解をとることがわかる。かかる見解は、**共謀が及ぶ範囲について構成要件に該当する行為のみならず、正当防衛の成否にかかわる事情も考慮する**。したがって、①にはbが入る。そして、正当防衛の成否にかかわる事情も考慮すると、本問の事例では、甲と乙は一緒に身を守るために防衛を加えていることから、**防衛のための限度でXに暴行を加えることを共謀したと考えることになる**。したがって、②にはaが入る。

次に学生AはBの第一発言を受けて、「B君と違い」と述べているので、Bと異なる見解をとることがわかる。したがって、Bの見解と異なり、単にXに暴行を加えることを共謀したと考えていることがわかるから、③にはbが入る。そして、単に暴行を加えることを共謀したと考えると、甲と乙の当初の**共謀は甲の防衛行為を超えた過剰行為についても及ぶことになる**。したがって、④にはaが入る。

そして、学生Bは第一発言で検討したとおり、防衛のための限度でXに暴行を加えることを共謀したと考えるのであるから、**当初の暴行の共同実行の意思が侵害終了後も当然継続するわけではない**。したがって、⑤にはbが入る。また、侵害終了後も共同実行の意思が継続しないと考える以上、**当初の共謀は過剰行為には及ばないと考えられることになる**。したがって、⑥にはbが入る。

さらに、学生Aはその第二発言で検討したとおり、当初の共謀が解消されない限り過剰行為にも及ぶと考えるのであるから、**新たな共謀がなくても、防衛行為と過剰行為を一体のものとして考える**ことになる。したがって、⑦にはb、⑧にはbが入る。

最後に、学生Bはその第二発言で検討したとおり、当初の共謀は過剰行為には及ばないとするのであるから、新たな共謀が成立したと認められない限り、過剰行為については責任を負わない。また、防衛行為と過剰行為を一体のものとは考えないことになる。したがって、⑨にはa、⑩にはaが入る。

以上より、①から⑩には順に、①b、②a、③b、④a、⑤b、⑥b、⑦b、⑧b、⑨a、⑩aと入る。したがって、**正解は1となる**。

以上全体につき、前田・総論・458頁以下、山口・総論・302頁以下、百選I・190頁以下、前田・最新重判・84頁以下、論プロ・総論・80頁以下、C-Book刑I・352頁以下、C-Book刑II・411頁以下参照。